

「口座の売買」や「口座を利用する副業・バイト」 に応じないでください

きのくに信用金庫

SNS を通じて口座（キャッシュカード、インターネットバンキングのID・パスワード）の売買・譲渡・レンタル等を勧誘する行為が増加しています。



「不要な口座やキャッシュカードを高値で買い取ります」
「法人口座、高価格買い取りキャンペーン中」
「一定期間、口座をレンタルさせてください」
「融資の審査のために、キャッシュカードと暗証番号を送ってください」

これらの話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

簡単に高収入を得られるからと安易に応募すると、身に覚えのない犯罪（振込詐欺・特殊詐欺・投資詐欺・ヤミ金融など）の関係者・共犯者として逮捕されることもあります。



「“収納代行”“振込・送金代行”のお仕事で簡単・高収入！」
「あなたの口座に振込でお金が入ってくるので、報酬（手数料）を差し引いた額を他の銀行口座に振り込むだけ」

これらの話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

特殊詐欺・投資詐欺の振込口座に利用されたり、犯罪者が違法行為によって得た資金の移転（いわゆるマネー・ロンダリング）や違法なオンラインカジノなどに悪用されるケースがほとんどです。



口座の売買・譲渡・レンタルや、副業・アルバイトによる口座の不正利用は犯罪です。これらの不正利用が認められた場合、当金庫は、通知なく口座の利用を制限（凍結）させていただきます。今後の他の口座利用もできなくなります。